

変 更 公 告

分任契約担当官陸上自衛隊千僧駐屯地
第 3 5 2 会計隊長 大 山 堅 郎

公告番号第 5 1 号 件名「使用済み車両（業務車 2 号ほか）売払い」の公告について、別紙のとおり条項を追記する。

入札に関する事項の問い合わせ先

〒 6 6 4 - 0 0 1 4 兵庫県伊丹市広畑 1 - 1

陸上自衛隊千僧駐屯地 第 3 5 2 会計隊

契約班 担当：瀧本 0 7 2 - 7 8 1 - 0 0 2 1 （内線 3 3 4 6）

6 契約違反を認めた場合の損害賠償請求等

自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

7 事前提出書類

(1) 提出期限

令和8年9月14日（月）12時00分

(2) 提出書類

ア 資格審査決定通知書（写）

イ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の4つの業種資格すべて証明できる書類（写）

ウ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に再委託させる者は、引取業を証明できる書類（写）、中小受託事業者の3業種（フロン類回収、解体及び破砕）の資格を証明できる書類（写）及び再委託承認申請書を提出

エ 作業工程表及び細部実施要領書の案

オ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類

8 入札の無効

- (1) 第2項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

9 落札決定方法

- (1) 総額決定（税抜き）
- (2) 入札金額は税抜きとし、当隊所定の予定価格を上回り、かつ最高入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。（消費税抜き金額を記載）
- (5) 最高入札者が予定価格を上回らない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

10 契約書等の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。なお、標準契約書の「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売払い物品の解体に関する特約条項」を適用し、契約書に付す。

なお、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」に読み替えて使用する。また、契約書には仕様書を添付する。

11 違約金等

解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

12 代金納入

- (1) 代金納入期限 令和8年10月30日（金）（細部は落札者と調整する）
代金納付の日を含め5日以内（土・日・祝祭日を含める。）に搬出完了する事。
- (2) 代金納入要領 納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

13 免責事項

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (3) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (4) 売払い物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任においておこなうこと。
- (5) 所有権移転の時期は、契約者が契約担当官に対して解体及び破砕の完了を届け出て、契約担当官が承認した時とする。

14 その他

- (1) 現場確認を必須とし、当該案件に生じる不利益は買受人の負担とする。
- (2) 当該売払車両部品（外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン・ボデーなどの外装部品及びフレームを除く。）を輸出する場合、輸出入貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

- (3) 再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。なお、確認期間は**令和8年9月14日(月)**までとする。
- (4) 引取(搬出)時期は、平日08時30分から17時00分までとする。(土曜・日曜・祝日を除く。)
- (5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) 入札参加希望者は、**令和8年9月14日(月)12時00分**までに市場価格調査書を提出願いたい。
- (7) 郵便入札により参加する場合は、9月15日(火)17時00分 までに入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (9) 入札及び契約事項に関する問い合わせ
連絡先： 千僧駐屯地千僧駐屯地 会計隊契約班 担 当： 瀧本
TEL： 072-781-0021 (内線3346) FAX： 072-779-6700 (直通)
メールアドレス：ma352fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (10) 引取に関する問い合わせ
連絡先： 千僧駐屯地千僧業務隊 輸送班 担 当： 大島
TEL： 072-781-0021 (内線3537)

本公告は、陸上自衛隊千僧駐屯地 第352会計隊契約班のほか
中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載